

法廷内の 手錠・腰縄は 許されるか？

〈刑事被告人の人格権・
無罪推定を受ける権利〉



平成
28年 **1/16** (土)

開催時間 **13:30~16:30** [開場13:00]

大阪弁護士会館10階1001・1002会議室

[〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5]

※交通アクセスは裏面地図をご参照下さい

入場無料

一時保育サービスを実施します

※詳しくは裏面をご覧ください。

現在、勾留中の刑事被告人は、自らの刑事裁判の法廷において、入廷時から開廷直前まで及び閉廷直後から退廷時まで、継続的に手錠・腰縄が使用されるという運用がなされています。そのため、勾留中の刑事被告人は、手錠をかけられ、腰を縄で繋がれた状況を裁判官（裁判員）及び傍聴人の前で晒されることが常態化し、刑事裁判を初めて傍聴される方に驚きの印象を与える状況にあります。

このような裁判所法廷内における運用は、刑事被告人の人格権、無罪の推定を受ける権利、公平な裁判を受ける権利等（憲法13条、31条、37条、自由権規約7条、10条、14条2項等）に反するものと考え、今回、被告人の手錠・腰縄問題をテーマにしたシンポジウムを開催する運びとなりました。

当日のシンポジウムでは、世界における刑事被告人の法廷内での処遇、日本の刑事被告人に対して行ったアンケート調査結果を報告するとともに、専門家の方々から貴重なお話を頂戴する予定です。法廷内のメモ行為も、平成元年のレペタ訴訟最高裁判決を経て、その運用が大きく変わりました。それと同様に、刑事被告人の手錠腰縄問題の現在の運用は大きく見直さなければなりません。皆様奮ってご参加下さい。

基調報告 手錠・腰縄姿を裁判官等に見られる事を拒否した刑事被告人の弁護人の立場から
【青砥 洋司 会員】

報告 日本における現在の運用及び被告人へのアンケート結果等の報告
刑事被告人の法廷内における各国の処遇
【大阪弁護士会選択議定書批准推進協議会委員】

講演 「法廷内における手錠・腰縄と被告人の人権」
【辻本 典央（近畿大学法学部教授）】

パネルディスカッション

辻本 典央（近畿大学法学部教授） 飯島 滋明（名古屋学院大学准教授） 里見 佳香（新潟大学非常勤講師）

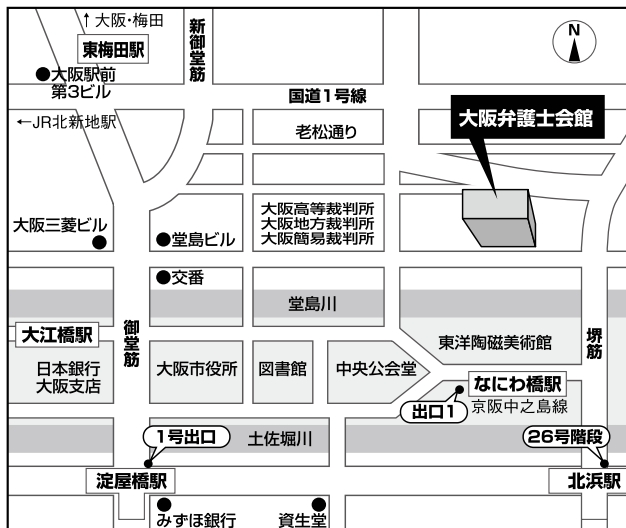
シンポジウム

法廷内の手錠・腰縄は許されるか？

～刑事被告人の人格権・無罪推定を受ける権利～

平成
28年 1月16日(土)

開催時間
13:30～16:30[開場13:00]



【場所】大阪弁護士会館10階
1001・1002会議室

Access(交通)

〒530-0047
大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

参加申込書

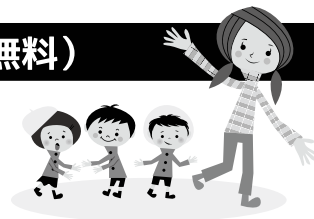
| | | | |
|------|--|-----|--------|
| ふりがな | | | |
| 氏名 | | | |
| TEL | | FAX | |
| ご所属 | | | 参加人数 人 |

※ 本票による出席の確認は当日配布資料の準備のために行っております。ご記載いただいた個人情報は、参加確認の目的以外には使用いたしません。

大阪弁護士会 人権課 宛 FAX 06-6364-7477

一時保育サービスを実施します(要予約・無料)

- 【対象】 原則、首がすわっている乳児～未就学児
【時間】 イベント開始15分前から終了15分後まで
【お申込期限】 平成28年1月7日(木)



※シンポジウムそのものは申込不要ですが、一時保育サービスのご利用には事前申込をお願いしております。
※大阪弁護士会 委員会部 人権課まで、電話(06-6364-1227)でお申込ください。

お問い合わせ先：大阪弁護士会 委員会部 人権課
〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5 TEL：06-6364-1227